

事務連絡  
令和2年6月16日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省  
新型コロナウイルス感染症対策推進本部

「SARS-CoV-2 抗原検出用キットの活用に関するガイドライン」の  
改定について（周知）

新型コロナウイルス抗原検出用キットの使用に当たっては「SARS-CoV-2 抗原検出用キットの活用に関するガイドライン」を参照いただいているところです。

今般、当該ガイドラインを別添（新旧対照表）のとおり改定し、「新型コロナウイルス感染症を疑う症状発症後2日目から9日目以内の者（発症日を1日目とする）については、抗原検出用キットで陰性となった場合は追加の検査を必須とはしない」とすることといたしましたので、貴管内医療機関等に対し周知いただきますようお願いいたします。

**【問い合わせ先】**

厚生労働省 新型コロナウイルス対策推進本部  
技術総括班 03-3595-3489 山本、湯浅